犬の登録

内)。なお、交付された90日を経過した日から ください。 に飼い犬を登録してください (生後間もない場合は、 犬を飼うときは、 必ず飼い犬の身につけて なお、交付された鑑札 30日以内 30 目以 生後

◇登録手数料は3、 です。 000円

※犬の死亡・失踪・飼主情報の 変更については、その都度 町へ届出をしてください。 届出が義務となっています。

飼い犬の所 ついて 在地

りません。現在、 録していることにより、 る市町村に届け出なければな したときは、所在地を管轄す 基づき、犬の所在地等を変更 狂犬病予防法第4条4項に 浪江町に登

> ができます。 から注射済票を発行すること を受けたり、避難先の自治体 先で集合注射などのサービス 動手続きを行うことで、 な点も多 避難先の自治体へ犬の異 いと思 わ れ 避難 ま

※飼い主様の異動ではなく、 の登録手続きになりますの 犬の登録の変更または新規 でご注意ください。

《ご注意ください

他町村の仮設住宅で集合注

狂犬病予防注射

射を受けた場合、

狂犬病注射

済票は交付されません。病院

注

*生後91日以上の飼い犬に毎

年1回、狂犬病予防注射を受

*登録されている犬の飼い主 ことがあります。 参ください。持参しない場 しますので、当日必ずご持 様へ4月にハガキをお送り けさせなければなりません。 手続きに時間がかかる

日郵送となります)。

け付けますが、注射済票は後 します(役場各出張所でも受 か、郵送くださるようお願い 活安全係までお持ちいただく 射証明書を役場生活支援課生 等で受けた場合と同様に、

ださい。

◇注射料金は2、650円です。 釣り銭のないようご協力く

27年度の注射済票交付手数 料は無料です。

*平成27年度の狂犬病予防注

仮設住宅

* 浪江町の登録犬も双葉町 葛尾村の各仮設住宅での集 施します。 と役場二本松事務所内で 富岡町、楢葉町 (下記参照)

認してください。 ます。日程は、各町 合注射を受けることができ 実

13時30分~13時50分

4月23日(木) 本松市 8 時30分~ 8 時45分 杉田農村広場応急仮設住宅 9 時05分~ 9 時20分 杉内多目的運動広場応急仮設住宅 9 時35分~ 9 時40分 建設技術学院跡応急仮設住宅 9 時50分~10時05分 安達運動場応急仮設住宅 10時15分~10時25分 塩沢農村広場応急仮設住宅 10時35分~10時45分 郭内公園応急仮設住宅 岳下住民センター応急仮設住宅 10時55分~11時05分 桑折町

4月24日(金)	
本宮市	
9 時00分~ 9 時10分	恵向公園応急仮設住宅
9 時30分~ 9 時45分	高木公園応急仮設住宅
10時10分~10時30分	石神第一応急仮設住宅
二本松市	
11時20分~11時50分	浪江町役場二本松事務所駐車場奥

桑折駅前応急仮設住宅

4月22日(水) 福島市 9 時00分~ 9 時10分 しのぶ台応急仮設住宅 さくら応急仮設住宅 9 時20分~ 9 時30分 (双葉町仮設) 10時00分~10時30分 笹谷東部応急仮設住宅 10時50分~11時05分 北幹線第一応急仮設住宅 北幹線第二応急仮設住宅 11時05分~11時15分 (双葉町仮設) 南相馬市 14時30分~14時50分 八方内応急仮設住宅

問生活支援課生活安全係 © 0243(62)0151

広報なみえ 2015.4.1 (24)